

相互確認事項

他工事管理番号	照会文書番号	工 事 件 名

1. 路面舗装こわし

ガス・水道管、付属設備に衝撃を与えないように施工願います。

2. 試掘

試掘によりガス・水道管の位置を確認して下さい。

ガス管が防食装で巻かれているので探針は当局の指示により行って下さい。

3. 杭・矢板打ち（薬注等のポーリングも含む）

ガス・水道管と水平距離1m以内は露出させながら打設し50cm以内の打設は避けるようお願いします。

道路内に布設されているガス・水道管の上に杭打ち機等の重量物を載せないで下さい。万が一載せる場合は鉄板等で防護して下さい。

ガス・水道管に振動を与えない工法で施工願います。

4. 掘削

ガス・水道管の周囲50cm以内の掘削は手掘りをお願いします。

ガス・水道管と埋設物の離隔は水平30cm以上、交差部15cm以上離して下さい。

5. 防護

露出したガス・水道管に吊り、受け防護等が必要となります。

標準防護工法により防護工事願います。

標準防護工法によらない場合は強度計算により安全の確認が必要となります。

防護工事について積極的に相談ください。

6. 埋め戻し

ガス・水道管の周囲30cm以内には石塊等を入れないで下さい。

埋め戻しの際、ガス・水道管の損傷を発見した場合は工事を中止して連絡して下さい。

土砂投入時、ガス・水道管や受け防護に衝撃を与えないようにして下さい。

ガス・水道管の廻りは入念に締め固めて、沈下を起こさないようお願いします。

7. 杭・矢板抜き

杭・矢板抜きの際はガス・水道管に影響を与えないよう施工願います。

杭・矢板抜き後の空隙は十分に充填をして沈下を起こさないようお願いします。

8. 道路復旧

仮復旧から道路本復旧までの期間、路面の亀裂等の監視して下さい。

仮復旧後は漏洩調査を行いますので、必ず当局まで連絡して下さい。

路面表示物を移設したり、埋めたりしないようお願いいたします。

9. 立会いの連絡

次のとき立会いが必要となりますので、工事前日までに企業局担当者まで連絡して下さい。

試掘調査を行う時。

ガス・水道管に近接して杭・矢板を打ち抜きする時。

ガス・水道管が露出した時。

吊り防護が完了した時。

受け防護が完了した時。

固定措置が完了した時。

ガス・水道管の下端まで埋め戻した時。

路面の仮復旧から本復旧までの期間。

その他協議した事項について確認する時。

10. その他

関係法令・通達を遵守して施工して下さい。

着工、完了、工事内容変更時は必ず当局まで連絡して下さい。

ガス・水道管の損傷、ガス臭気等異常を発見したときは火気の使用を禁止し、ビニールテープ等で応急修理を施し、速やかに当局まで連絡して下さい。また漏水を発見したときも当局まで連絡して下さい。ガス漏れにより火災・爆発が発生した場合は大量のガス漏れがある場合は、現場の交通規制を行い、通行人、付近住民を避難・誘導させるとともに、状況に応じて道路管理者、警察、消防署へ通報して下さい。

上記内容は元請け、下請けおよび下請け作業者へ周知して下さい。

連絡の遵守

◎施工前に必ず工事日と立会いの連絡をして下さい。

◎施工中、工事変更等が生じたときは必ず連絡をして下さい。

<連絡先>
習志野市企業局 電話047-475-3321(代表)
ガス水道保安課・維持係 内線692・694

相互確認した の項目について遵守します。

確認者サイン	企業者又は発注者	企業・担当者
	施工者	施工・担当者
	相互確認日	習志野市企業局・ガス水道保安課
	令和 年 月 日	